

令和5年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和5年3月 7日

本日の会議 令和5年3月10日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課長 村田ゆかり君	情報政策課長 木須紀彦君
秘書広報課長 大山康彦君	契約管財課長 永野英明君
地域安全課長 山口聡一朗君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 荒木秀一君	税務課長 和田弘君
収納推進課長 小川貴弘君	土木管理課長 山崎禎三君
都市計画課長 前田将範君	産業振興課長 荒木隆君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 宮司裕子君
住民環境課長 中尾盛雄君	健康保険課長 藤崎隆行君
介護保険課長 村田佳美君	上下水道課長 渡部守史君
教育総務課長 森本陽子君	生涯学習課長 北野靖之君
農業委員会事務局長 山崎昇君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時37分

令和5年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和5年3月10日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	2	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	3	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
4	4	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
5	5	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
6	6	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※総務
7	7	令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）	※総務 ※産業
8	8	令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
9	9	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
10	10	令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
11	11	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産業
12	12	令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）	※産業
13	13	令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
14	14	令和5年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
15	15	令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
16	16	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
17	17	令和5年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
18	18	令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業
19	19	令和5年度長与町水道事業会計予算	※産業
20	20	令和5年度長与町下水道事業会計予算	※産業



○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、河野龍二議員の①公共施設利用について、②学校給食費の軽減対策についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

今議会最後の一般質問となりました。私は大きく2つの点で質問させていただきます。

まず初めに、公共施設利用についての質問です。平成29年度から公共施設の使用料の有料化が始められました。使用料の有料化の方針の一つは受益者負担の原則に基づく考え方で、施設を利用する人と利用しない人の公平性により、施設を使用する人が利益を得ているという考えから有料化となりました。そこで質問いたします。（1）使用料の徴収をするなら、各施設の整備や備品などの十分な対応が必要と思われれます。各施設の整備や備品の管理状況などはどう考えていますか。（2）公共施設の使用料が無料だった考えは、文化、芸術、スポーツなど趣味や健康維持に多くの住民がいつでも気軽に参加できるよう、公共サービスとして行われていました。いつの頃からか受益者負担の原則が叫ばれ、有料化となってきています。私は今でも公共サービスの後退だと思えます。以前も質問しましたが、長崎市では体育館利用者は、校区内で登録している団体ならば施設利用は無料となっています。また、時津町でも施設の登録団体は住民でも事業所でも無料となっているとお聞きします。長与町でも町民が気軽に施設を利用できるよう、例えば自治会で組織する団体などには無料にするなど、長崎市や時津町の利用方法を取り入れる考えはありませんか。

2番目の質問に、学校給食費の軽減対策について質問いたします。学校給食費の無償化について以前質問したときには、受益者負担の原則に基づいて徴収するとの回答でした。学校給食費は受益者負担なのか疑問があります。利益を得ているから応分の負担が生じるとの考えですが、どのような利益を受けていると考えていますか。そして改めて質問しますが、学校給食費の無償化または軽減対策の考えはありませんか。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会最後の質問者であります河野議員のご質問にお答えいたします。なお、2番目の質問に対しましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはその他の質問につきましてお答えいたしたいと思っております。

おります。

まず1番目1点目でございます。各施設の整備や備品の管理状況についてのお尋ねでございます。町内の公共施設につきましては、利用者の皆さまに安全で快適に利用していただけるよう、施設の維持管理や利便性の向上に努めておるところでございます。また、施設使用料につきましては、公平性の確保や施設使用の適正化、あるいは自主財源の確保についてご理解いただき、皆さまから頂いた施設使用料も活用させていただきながら、施設の維持管理、利便性の向上を計画的に進め、各施設の整備や備品の管理等についても行ってきたところでございます。具体的には、各施設の整備につきましては、公民館等施設のトイレの洋式化や空調機の取り換え、町民体育館のバスケットボールのゴール、トレーニング器具の改修、ふれあい広場のナイター照明改修など、環境整備を行うとともに老朽化した施設の長寿命化を図っております。また、各施設の備品につきましても、トレーニング室のランニングマシンをはじめ、卓球台やサッカーゴールなどを整備いたしております。このように、皆さまから頂きました使用料につきましては、施設を使用していただく方が気持ちよく使用し、楽しい時間を過ごせますよう施設や備品整備のために精いっぱい還元していくとともに、その使用料がどのように使われているか皆さまにお示ししていきたいと考えておるところでございます。利用者が使いやすいよう整備し、管理することは重要と考えておりますので、今後とも施設の整備と同様、備品の管理等につきましても利用者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。2点目、町民が気軽に利用できるよう長崎市や時津町の利用方法を取り入れることはないのかというご質問でございました。施設使用料につきましては、公平性の確保や施設使用料の適正化、あるいは自主財源の確保についてご理解をいただき、現在、スポーツ施設をはじめとする公共施設につきましては、スポーツや各種講座など多くの方にご利用いただいているところでございます。その中で、少しでも皆さまのご負担を減らし、また少しでも多くの方にご利用いただけるよう、あらゆる減免措置につきまして同時に規定しているところがございます。各市町でも、財政状況も異なり考え方も異なる中で、使用料の規定もさまざまだと思います。長与町におきましては、先ほど答弁もいたしました公平性の確保や施設使用の適正化、自主財源の確保についてご理解いただき、利用者には応分のご負担はいただきますが、皆さまに安全、快適に利用していただけますよう今後とも施設の適切な維持管理や利便性の向上、また利用者への還元にも努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

河野議員の2番目の、学校給食費の軽減対策についてのご質問にお答えいたします。まず、学校給食費は受益者負担なのか、どのような利益を受けているのかのお尋ねでございますが、学校給食に要する経費に関しましては、学校給食法第11条に規定されてお

ます。この規定が、保護者の負担を軽減するために、学校の設置者が保護者に補助を行うことを禁止するものではないことは理解しておりますが、経費の負担関係を明らかにしたものであると考えます。その中では、学校給食法施行令第2条に示す人件費や施設、設備の修繕費等の学校給食の運営に要する経費以外のものは、「学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする」と示されております。この点から、基本的には児童生徒が喫食する学校給食の食材費負担は保護者が負うべきものと考えます。次に、学校給食費の無償化、または軽減対策の考えについてでございますが、学校給食費の支援が必要と思われる家庭といたしましては、生活に困窮されている家庭が考えられますが、生活保護世帯や準要保護世帯には既に補助がなされております。また、令和3年3月議会ならびに令和4年3月議会で答弁いたしましたように、年間食材費として、令和5年2月1日現在の児童生徒数で算出いたしますと約1億6,577万円となります。本町が負担している委託料や光熱水費、消耗品費等の概算額の約1億5,000万円と、先ほどの年間食材費を加算いたしますと、学校給食を無償化した場合約3億円が町の負担となり、本町財政の継続的かつ大きな負担となることが懸念されます。従いまして、現段階では学校給食費の無償化および軽減対策は考えておりません。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず、公共施設の備品の管理状況等々をご説明していただきました。さまざまな対応をされている状況は確認できましたが、私、この間、少し古い体育館施設を見せていただきました。その中で、議長の許可も得ていますので、その備品の状況を写真に撮ってきたのを提示したいと思います。まず、上長与体育館です。ここの体育館も非常に古い状況で、バドミントンの支柱ですね。これが支柱なんですけども、かなりさびて、バドミントンがされている方はご存じかと思うんですけども、ここからネットのひもを通して青いバンドで引っ張るといことでネットを張るんですが、この青いバンドもかなり擦り切れている状況です。議員の皆さんにもぜひ。こういう状況でさびている状況があると。で、上長与体育館の台帳シールがあるんですけども、上長与体育館のボールの台帳シール、貼ってはああるんですが、もういつ整備したのか、整えたのかという日数が、年数が分からない状況でした。今こういう状況ですね。こういう状況があるということと、もう一つ、ふれあいセンターの体育館なんですけども、ここもかなり古い体育館で、当時職業訓練校があった所でその体育館を利用しているんですけども、そこにあるこれもバドミントンの支柱なんですけども、これはバドミントンの支柱を上げ下げするんですよ。このバドミントンの支柱は、バドミントンだけではなくてミニバレー、ソフトバレーボールの競技にも使うということ、このポールが上げ下げできるんですけど、このつまみのところにこの白い布を巻いて、恐らく締め付けるのにちょっと大変な状

況なのかなということ、こういう状況があるということです。これはぜひ議員の皆さんにも。このバドミントンの支柱については日付が打ってありました。在庫台帳に平成16年からあるということ、そういう日付が打ってありました。もう一つ、これはふれあいセンターのバレーボールの支柱なんですけどもこれについてはもう日付が不明だったということで、非常にこういう状態があるということ。こういうのが台帳、いわゆる現場でそういう物を確認して、どういう状況かというふうな対応はされていないのかですね。そこはどのようにされているのか、管理の仕方としてですね。いわゆる庁舎内にある原本だけで確認をされているのか、それとも現場に行つてどういう状況なのかというのを確認されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず公民館とスポーツ施設の公共施設につきましては、おのこの館と所管課で備品台帳により備品の管理を行っております。備品の定期的なチェックにつきましては、館長が定期的の確認を行ったり、各課の担当職員が施設の状況確認と同時に備品のチェックを行ったりと、施設の職員と所管課の担当職員とで協力をしながら備品の管理を行っている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうするとシールがもう読み取れないというのは、どうしてこういう状態があるのかですね。そこはどのような理由なのか教えていただきたいと思つています。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

そこにつきましては、単純に定期点検チェックの漏れだと認識しております。定期的な確認チェックでも気づかないことがあると思つていますので、その場合利用者であったり、お気づきになったらお知らせいただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

確かに利用されている方がそういうふうに使にくいだとか、そういう状況をお知らせしていただければいいと思うんですけども、一つはこの質問にありますように、使用料を取るということはそれに対応する十分な対応が必要だというふう思うんですね。利用者からのというふうなそこ待ちではなくて、使用料を取る側としてはやはりきちつと対応していくということが必要ではないかと思うんですけども、そこが単純にシール

の漏れだというふうな形では、やはり使用料を取る側としてはちょっと無責任ではないかなと思うんですけども。やっぱり定期的いきちとできていないのではないのかなと思うんですよ。こういう漏れだとか、ポールの破損状況だとかを見ると。そういう中で、逆に言うと使用料を取っていいのかというふうな形になるんですけども、その辺はどう改善される予定ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今議員おっしゃるとおりそういった漏れ、チェックミスというのはやはりあってはいけないことだと思っておりますので、利用者から使用料をいただく条件としまして、そういった対応というのは確実に行っていきたくと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ぜひですね、やはり使用料を取るとなると民間でもそうですし、いくら公共、まあ民間よりはかなり安い使用料だとは思うんですけども、やっぱりそういうことを行うという意味では、やはりそこで使う備品についても十分な対応が必要だというふうに思いますので、ぜひそういう形できちと整えていただきたい思います。そもそもこういう支柱はどれくらいの耐用年数があるのかお分かりですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今バドミントン支柱の話が出ましたけれども、バドミントンの支柱につきましては、器具の業者が示す値としまして一般的には標準耐用年数が3年程度、そして標準使用期間は9年とされております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると今分かっている、間違いなかったらと思うんですけども、ふれあいセンターのバドミントンの支柱が平成16年、これ間違いありませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

申し訳ありません。ちょっと訂正をさせていただきます。バドミントン支柱につきましては、標準耐用年数は5年程度で、標準使用期間は15年でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

備品シールのとおり平成16年となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

すでに15年過ぎているわけですね。やっぱりそういう、まあこれは耐用年数ですから全然使えるならそれを使ってもよいと思うんですけども、私はこういう状況を見るともうそろそろというか、もう15年過ぎているわけですから、買い換える時期ではないかなというふうに思うんですね。こっちの上長と体育館の支柱については何年ですかね。これちょっとシールが読み取れなかったんで、何年になっていますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

上長と体育館の方ではバドミントン支柱は3セットありまして、そのうち2セットが平成4年、もう1つが平成18年となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

一定耐用年数を過ぎている状況ではあると思うんで、特に古い体育館をちょっと見てきたんですけども、学校なんかはやっぱり児童生徒が使うということで安全性を保って、その辺は対応されていると思っているんですが、例えば町民体育館は比較的新しい体育館なので、その辺はもうちょっと十分にされているのかなと思うんですけど、やっぱりこの古い体育館ほど、こうして器具が古くなっていると。体育館を利用する中で同じ使用料を払う中で、器具がそういうふうに、不具合まではいかないかもしれませんが使いにくくなっているという状況は、やはり改めるべきではないかなと思うんですけども、これ買い換えるか、何とかするお考えがあるのか、お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

先ほどの耐用年数と使用期間につきましては、これはあくまでも利用頻度が高い中で標準的な目安ということで、日本体育施設協会の安全手引の中では、「定期的なメンテナンスを施しながら安全対策を徹底してください」と書かれております。実際、今議員がおっしゃるように標準使用年数を過ぎている備品もございます。これにつきましては定期的な点検と利用者のご意見をお聞きしながら、安全面に支障のない範囲で使っているというのが現状でございますが、先ほどのご指摘のように不具合等がございましたらす

ぐに対応をしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

こういう状況を、布か何か巻いて活用しているっていうのは、利用者が我慢して使っている、その利用者から声があればというところもあるんでしょうけど、やっぱりここは何度も言うようですけど、使用料を取る側としてはやっぱりきちっと整えるというふうに、本来ならば一番新しいところの基準に合わせて、同じ町民が同じ料金を使って利用するというふうになるとそういうふうにするべきだと。まあそれは財源上の問題もあるんですけども、やはり先ほどから言う台帳シールが読み取れない中で現場で確認してっていうのも、私は十分されていないんじゃないかなと、読み取れない状況があるという意味ではですね。そこら辺、十分使えるかどうかという確認をしていると気づくと思うんですよね。そういう意味では、十分な対応がされていなかったのではないかなと思いますんで、ぜひ、これいつからそういう点検をされるのか分かりませんが、この中にも十分使えるやつがあるのかもしれないんですけどもね、やっぱり不具合がある分は早急に取り換えていただきたいと思います。併せて、今回支柱ばかりをちょっとと言いましたけども、支柱が見やすかったわけですね、立ててたりとか横にしてたりとかということ。これネットもですね、ネットは広げないとどういう状況か分かりませんので、確認ができなかったんですけども、ネットもひどく傷んでいるという話もちょっとお聞きするんですよね。これ併せてそういう全体的な、ここに限らず、上長与体育館やふれあいセンターの体育館に限らず、やっぱりちょっと1回確認してもらう必要があると思うんですけども、それをするお考えはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在、所管課としましても施設の見回りと同時に備品のチェックもするというので、備品チェックのシートというのを作成しております。今後は、先ほども申しましたように施設の職員、館長たちとも一緒になって、その辺の確認はやっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ぜひお願いしたいと思います。あと、やっぱり不具合がある部分、かなり古くなっている分は早急に変えていただきたいというふうに思います。体育館施設で、実は器具だけじゃなくて施設も相当古くなっている。フロアが傾いていたりですね、ボールを真ん中に置いてもどっかかに転がっていったりだとかですね。この支柱のポールを立てる穴がずれ

てきてなかなか立てづらくなってきているという状況もありますし、ふれあいセンターの夜なんですけども、ナイターの電球が切れているんですよね。ふれあいセンター、時々私も利用させていただくんですけども、例えば、使う前までは違う所が消えていて、そこがついたなと思ったら違う所が消えているという状況があつて。この辺も極端に言えば使用料を払う側からすると、そういう整備も当然必要ではないかなと思うんですよね。その辺の一定の環境を整えるというのも大事な事かなと思いますんで、かなりお金がかかることなんですけども、こうした老朽化した体育館、特にスポーツをする体育館ですから、床が傾いたりだとか穴が開いたりだとかすると、けがにつながる可能性があるんで、この辺はどのように考えてらっしゃいますかね。お答えがいただければお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

利用者にはやはり使用料をいただいておりますので、町長答弁にもありましたように皆さまのために精いっぱい還元しながら、利用者が気持ちよく使用できるように、今後も備品の充実と整備は適正に努めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

じゃあすぐに体育館の傾きを直すだとかってというのは、確かになかなかできない部分もあるのかもしれませんが、ただ利用する人は先ほど言いましたように町民体育館は非常に使いやすく、ふれあいセンターの体育館はちょっと傾いていて使いにくいなという部分で、でも料金を支払っているというふうになると、じゃあ町民体育館を使えばいいじゃないですかって言われるかもしれませんが、やっぱり地域のいわゆる施設として一番近い所で、利用しやすい所を使うわけですよね。同じ住民が、同じ料金を払って使う中で、そういう施設の優劣があるとちょっとおかしいかなと思いますんで。これも長期的な考えになるかもしれませんが、ぜひ今後はそういう環境を整えていただきたいと思います。これは公民館の器具にしても同じ状況だと思います。机や椅子、老朽化していたりだとかっていう状況があれば、ぜひ一定の環境を整えていただきたいと思います。施設の器具の問題については、以上で質問を終わりますけども、次に、長崎市や時津町みたいに一定の軽減策と言いますか、そういうのを取り入れてはいかがかという質問で、通告にもありますように、やっぱり公共施設、公民館やこうしたスポーツ施設は、住民の文化や芸術、スポーツなどのこれがメインだと思うんですよね。こういうのを活動していただくということで。社会教育法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の

増進に寄与することを目的とする」となっているわけですよ。ここだと思っんですよね。地域住民のさまざまな活動や教育や健康増進、生活文化の振興、社会福祉、地域の活性化というような形での拠点になる所だと思っんですよね。先ほどの町長答弁では、長崎市や時津町の財政事情等々の中で考え方が異なるというふうに言いましたけども、私基本はこの考え方だと思っんですよ。長崎市にしても、時津町にしても、長与町にしても。やっぱり地域の住民のそういう憩いの場だとかそういう所だと思っんで、考え方が異なるとはちょっと言いがたいと思っんですよ。こういう立場に立てば、地域住民の人が本当に気軽に利用できるように、長崎市は校区内では無料だと、時津町ではその施設の登録団体では無料だというふうな形になってますんで、昨日から長与町の住み続けたいというふうな質問をされていますけども、そういうのにも一つ大きな役割になるのではないかなというふうに思っんですが。改めてこういう立場から長崎市や時津町のような利用方法が考えられないか、再度質問させていただきたいと思っます。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今回、使用料を無料から有料にしたわけですので、いろいろなご意見とかご不満とかあったことは十分理解しております。今回の改正は、行財政改革の一環としまして長年の懸案事項でありまして、苦渋の決断でありましたけれども平成29年度から使用料を有料化させていただいております。その中で、町長答弁にもありましたように、少しでも皆さまのご負担を減らして、また少しでも多くの方にご利用いただくために、高齢者であったり、子どもの団体であったり、また自治会活動などにつきましてはあらゆる減免措置を規定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

質問して、じゃあそうしますよというふうな答えはなかなか期待はできなかったという部分があるんですけども、実際。ただ、私今自治会の活動を見ても、年々自治会加入者の減少が増えてきているということで、そういう自治会に加入してもらった一つの起爆剤にならないかなというふうに思っんですよね。自治会に入って、自治会活動の中でこうした施設を利用する方は、料金を取りませんよというふうな。そこがやっぱり自治会活動の活性化にもつながっていかないかなというふうに思っているんですけども、考え方が変わらないならやむを得ない部分ですが。ぜひ、今後の自治会活動も併せて、こういう形で利用できるんですよというのを、平成29年から始まりましたけども、ぜひどこかの場でそういう検討をしていただきたいというふうに思っます。公共施設の利用については以上で質問を終わります。

次に、学校給食費の無償化について質問させていただきます。教育長の答弁では、今回、

受益者負担というふうなことは出てこなかったんですけども、学校給食法の11条に規定されているということで、その辺を言われていました。これに対する補助を否定してないということで、これは後ほど私も確認させていただきたいと思うんですけども。教育長の答弁でも、この間コロナの関係で交付金などを活用して給食費の食材費が上がるのを抑えてきたというふうな部分も説明がありましたけども、もう一つ、再度確認させていただきたいと思うんですが、やはり受益者負担というのは根本的に考えがあるのかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現在保護者からいただいております給食費が食材費のみとなっております。給食を喫食する食材費を受益者負担と言うのであれば、そうお考えいただけるかなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私が聞きたいのは、私が受益者負担と言ったからそうだというんじゃなくて、以前質問したときにも、今の教育長が理事のときに受益者負担なんだと。ここ読みますけども「給食費についてはやはり受益者負担という考え方で進めております」と、そちらから受益者負担だというふうに答弁いただいているわけですね。この受益者負担という考え方は、今も変わってないのかというのを確認したいんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

失礼いたしました。まず、受益ということで言いますと先ほど申しました給食を喫食するという、そして負担は、先ほどありました学校教育法第16条で保護者の負担とするとありますので、その点で受益者負担という考え方は変わっておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私も前回の質問からちょっといろいろ調べたんですけども、受益者負担という考え方で、ちょっと大分古いんですが、まだ、そもそも学校給食法が1954年に制定されて、それから学校給食が始まったんですけども、ちょっと古い資料なんですけども1961年の国会答弁で、ご存じですかね。ご存じならばご存じということで、ちょっと言わせていただきますけども、これは税外負担軽減のところ、学校給食に限ってはなかったと思うんですけども、課題に関して質問された当時の自治庁財務局の財務課長が、時間少しありますんでちょっと全部読ませていただきますけども、「受益者負担という場合には、一定の地

方公共団体が行う施設と、その施設によって利益を受ける者との間に相当な明確な因果関係があるとある程度確認された場合だと。その利益を限度として徴収するという場合を言っているのではないかというふうに私どもは考えております。しかしながら、子どもが学校に行けば、その子どもに関する限り、利益があるじゃないかというような議論になりますと、なかなかこの問題を明確にいたすことは困難でございます」ということで、受益者負担の概念を適用することは困難性は明らかになる。これは教育研究所の中村文夫氏の論文の中にあるんですね。いわゆる受益者負担というふうな適用というのは困難性があるというふうに言われているわけですね。で、私なぜそこにこだわるかという、今後学校給食費を私は無償化等々に進めていただきたいというふうに思う中で、受益者負担を言い続ければ、恐らくそこにはたどり着かないと思うんですよ。受益者負担だというふうに言い続けられね。だから、これ受益者負担という考え方をぜひ改めていただきたいなと思って、何度も確認するんですけども。ここで国会答弁の中ですよ、やっぱり。受益者負担というのは困難性があるというふうに言われているので、受益者負担という考えはやっぱり改めるべきではないかなというふうに思うんですけども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先ほど議員ご指摘の内容に関しましては、学校教育全般に関することに関して、受益者負担が困難であるというふうに理解をしております。給食に関しましては、先程来申しております。受益者負担という言葉がもしネックであるのであれば、言い方を変えることもやぶさかではございませんが、児童生徒が食材を食べているということ自体は利益と考えられるのではないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そこを利益と考えるなら、例えば、食べなかったとき、食べられなかったとき、こういうときには利益を得ていないわけですよ。この間、コロナウイルスで学校を長期休んだ子とか風邪で休んだ子、このあいだちょっとお伺いしたら、以前は、私たちが小学校中学校のときには、学校を休んだら隣近所の人がパンと牛乳を持っておうちに届けてくれたと。今はそうじゃないらしいですね。いわゆる利益を得ていないのに給食費はいただいていると。これ受益者負担という利益を得ているという考えにならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、アレルギー等で最初から食べられない児童生徒に関しましては、弁当の持参であったり、部分的な代替食の提供を行っております。また、事前に申し込みいただいた方で、例えば長期間、すぐに止めることは食材の調達の関係で難しい状況がございますので、5日以上にわたって給食が食べられない、必要ないという場合は止めて返金を行うようにしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この間、コロナで休んだ生徒には返金されているんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

停止の申し出があった場合に限っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

どれくらい申し出があっていますか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現在、この場にその数は持ち合わせておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

保護者からの申し出ということなんですけども、やっぱりそこは利益を得ていないわけですからね。私はやっぱり、もし利益だと考えるならば、そういうのは対応すべきではないかなと思うんですけども。やはり私は、給食費というのは一つの言い方を変えれば社会保障みたいなものだと思うんですよ。みんなで負担し合ってそれで食材を購入して子どもたちに、いわゆる学校給食法の目的に沿った形でやろうと。給食費を皆さんからいただいて、それはもう全生徒に、それこそたくさん食べられる子も、少ししか食べられない子も同じ給食費をもらってというふうな形だと思うんで。これは受益者負担ではないと私は思うんですよ。やっぱり先ほどの国会答弁の中で出てくる、そこになっていくんじゃないかなと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう立場でぜひ給食費を考えていただきたいと思います。で、教育長が答弁された11条ですね、保護者負担が規定されているということで、これもう既にご存じだと思うんですけども、先日の国会で日本共産党の小池参議院議員が質問したところ、岸田首相に質問しているわけですね、学校給食法第1

1条の食材費の保護者負担、これが無償化にしない理由としてなかなかハードルになっているというところで。ここで岸田首相は、各自治体が全額補助をすることは否定しないというふうに言われているわけです、明確にですね。だから、やっぱり受益者負担ということと言い続けるとなかなかここがそうならないというふうに思いますんで、否定しないというふうになっているわけですから、ハードルがそこでなくなったわけですから。ぜひ、受益者負担という立場ではなく、やっぱりいかにこの学校給食法の目的に基づいた取り組みと、長与町に通う児童生徒の食と教育を豊かにしていくという部分で、そういう立場で給食の無償化というのを考えられないか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

教育長答弁にもございましたが受益者負担という点のみではなくて、本町の財政等も含めて先ほどの答弁になったものと考えております。今後ですね、例えば国あるいは県として学校給食費の無償化であったり、負担軽減というような方向性が示されたり、あるいは国による財政措置等が図られるようであれば、その動向も踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私は、そこだと言ったらおかしいですけども、とにかくやっぱり財源の問題だったと思うんですね。ただ、前回質問したときに、金崎教育長が理事のときに「議員がお考えになれることを一定理解しますが、給食費につきましてはやはり受益者負担という考え方は変えようというふうに思いません」と言われているんですよ。私やっぱりこれ財源の問題なんだと、受益者負担ではなくてね。財源が確保できないからできないんだというふうなところでの回答なら、まだ理解できたんですけども。受益者負担だというふうになると、これなかなかそういうふうにならないだろうというふうに思って、今回受益者負担の問題でちょっともうしつこいようですけども確認させていただいたんです。今理事が言われたように国や県の動向が変わればという、恐らく以前も同じように言いましたけども、エアコン設置の問題も、当時金崎教育長、理事でおられたということで、当時はなかなか、言ってもそれはもうお金がかかり過ぎて子どもたちが我慢した方がいいみたいな議論がされていたわけですけども、長与町は国の支援がある前にやりたいという方向を示したということは非常に評価したかったなというふうに思うんですけども、結果的に全国的にエアコン設置が可能になったと。子ども医療費の問題でも、この間質問してきましたけども、そこもなかなか財源が、これも県の財源でできるようになりましたけども、できないできないという声ができるようになったという意味では、学校給食費も恐らくそういう、今全国で300ぐらいの自治体が無償化に取り組んでいるみたいなんですよ。

この声って必ず広がっていきます。そのときに受益者負担という言葉があると、なかなか前に進めないんじゃないかなというふうに思うんですね。11条の規定は、補助は否定しないと教育長もおっしゃられたんで、そこはクリアできるかもしれませんが、受益者負担という言葉があるとなかなかクリアできないんじゃないかということで、今回質問させていただきました。ぜひですね、まず財源の問題が確かにそうだと思うんですよ。ただ、どうしたらできるかというふうに考えていただきたいと思います。まずは、そこにいろんなハードルがあるけどもどうしたらできるかと。頭からできない理由を持ってくるんじゃないくて、どうしたらできるかというふうな立場で、ぜひいろんな問題に取り組んでいただきたいと思いますが、最後に何かご答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

議員ご指摘の部分に関しましては、いろんなことを総合して検討を進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

議員ご指摘の子育ての経済的な負担の軽減という意味では大事だと思っております。また、給食費の低所得家庭に関しましては負担感の方も強いと思いますので、そういう中で最も負担軽減が必要な家庭には、今のところ生活保護、生活困窮者への対応として現状の制度で給食費の支援の方をしております。また、財政面の課題もございます。学校施設の老朽化の対応とか、これから教育DXとかの学習環境の変化に対応した環境整備など、今後さまざまなことが考えられます。それからまた、教育費だけではなくて、町全体の施策、事業等にも考慮する必要がありますので、給食費の無償化、軽減対策については慎重であるべきと考えております。こういう中で、無償化についてもできることであれば考えていく、検討をしていくということになるろうかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ぜひですね、取り組んでいただきたいと思っております。この質問をしてですね、じゃあこの4月からそうしましょうというのを期待してはなりません。ぜひ、先ほど言いますように、町全体のこともありますし、財源のこともありますし、いろんな課題もありますから。ただ、そこに踏み込む一つとして、どうやったらできるんだろうかというふうな検討をするぐらいは、やっぱりここに希望があるといいですかね、そういうふうに思いますんで、何度も言うようですが、どうしたらできるんだろうかという考えを持って

取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時20分～10時50分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3月7日に町長から提出された議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地  
区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、訂正したいとの申し出があります。  
この件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思  
います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加し、追加日程として日程の順序を  
変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）の訂正についてを議題とします。本件について訂正理由の説明  
を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今お許しをいただきましたので、去る3月7日に提出いたしました議案  
第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2  
号）の訂正につきましてご説明を申し上げます。訂正箇所でございますが、予算書1ペ  
ージにおきまして、繰越明許費の条文が記載漏れとなっていたことから第2条繰越明許費  
の条文を追加するものでございます。以後十分注意をしましてまいりたいと思ってお  
りますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんで  
した。以上、議案の訂正につきましてご許可をいただきますよう、よろしくお願ひ申  
し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第11号令和4年度長崎都市計画事業  
長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の訂正についての件を許可するこ  
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件については許可することに決定しました。

日程第2、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を  
議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第2号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第3号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第4号について伺います。こちら令和3年と4年ですかね、保育施設の送迎バスで置き去りにされた幼児が死亡した事故を受けて、安全対策強化が示されたものに伴ってのものだと思うんですが、まずこのブザーの設置について伺いますが、今回、5年度の予算にブザー設置の補助があったと思うので、そこから計算すると5台分なのかなと思うんですが、念のためにその台数ですね。ブザーの設置が必要な施設の車の台数とどこの施設にそれぞれあるのかといったところを伺いたしたいと思います。議案第5号のことは後ほど、取りあえずそれをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

施設が3施設ありまして台数は5台になります。施設名はひかり保育園と認定上長与こども園、それと認定あやめ幼稚園の3施設になります。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

これ今回条例化されていますが、先ほど申し上げた死亡事故から一定期間たっておりますが、現状ではそういった事故を受けて、何かその後安全対策などが取られているのかともう1点、この附則ですね。令和6年3月末まではブザーを備えないでいいようになっているようですが、それ以降、6年度以降ブザーを設置したかどうかというようなことを調査、確認等を行うことになっているのか。もし設置していない場合何らかの罰則があるのか、ちょっとそれをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員に申し上げます。2番目の質問は、1番目と関連ありますか。

○1番（八木亮三議員）

ブザーの件なのであるかと思いますが。

○議長（山口憲一郎議員）

お答えできますか。答弁をお願いします。

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

事故を受けた後に国の方から通知が来ましたので、その安全確認の通知を持ってチェックをしに行っております。安全対策というのを十分に行っていただくように指導しております。それと実際にブザーを付けたかどうかにつきましては、今回は補助金を利用したブザーの設置になっておりますので、実際に補助をしていく中で実際に付けたかどうかということに関しましては検査をしていくこととなります。罰則につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

現状でも確認、指導をされたということですが、ブザーの設置への補助金は来年度予算になっていますが、現状では例えば自費でそういうのを付けた施設はないということですか。もしあったら例えばさかのぼって補助とかも検討が必要なのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まだ現状では付けている園はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第4号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では議案第5号について伺います。こちらの方にはやはり自動車を運行する場合の所在確認ということが示されていますが、先ほどの議案第4号と違ってブザーの設置等はないようですが、これはどうしてですか。学童保育等になると小学生以上なので必要ないというようなことなのか。ちょっと理由をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まず学童保育の方につきましては送迎を行っておりませんので、こちらの方の項目にはございません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

こちらの自動車を運行する場合の所在の確認というのは、それ以外の何か一時的に自動車を使うときということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

あったらという規定というふうに認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第5号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

令和4年度一般会計補正予算（第9号）につきまして2点お伺いします。まず、説明書の27ページ、4款1項2目感染症予防費の委託料の風疹抗体検査・予防接種委託料というのは、いわゆる未接種世代男性の追加的対策の予算分なのかということですね。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

説明書26、27ページ、4款1項2目風疹抗体検査・予防接種委託料ですが、こちらについては議員ご指摘のとおり追加的政策の分の予算でございます。こちらの追加的政策につきましては、令和元年から3カ年計画で始まっておりまして、3年で1度終わりをまして4年から6年度というのがさらに延びたことになっております。それでこの

接種の状況としましては、やはりかなり少ないということがございましたので、今回補正で落とさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確か当初予算で934万2,000円となって今回減額が約90%ぐらいだと思うので、かなり使っていないのかなと思うんですが、今おっしゃったこの4年間ですかね。本来何人接種対象者がいて実際に現在までに累計といいたいでしょうか、対策が始まってから何人、もしくは何%ぐらいが接種を受けたのか。これが25年3月まで延期されると思うんですが、今後また通知等をどう行っていくのか、もし今の時点であればお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今ちょっと手元に実際どのくらい接種を受けたっていうような資料は持ち合わせてございません。今後の対策ですけれども当然未接種者がかなりいるっていうのは間違いないので、そちらに対しては年度当初に通知をお送りさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第7号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託いたします。

日程第8、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第8号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第9号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第10号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第11号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第12、議案第12号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第12号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第13、議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第13号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第14、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

1点だけ健康ポイント事業についてお伺いします。4款1項1目健康ポイント事業についてですが、主要な施策に関する説明書で見ると、まず前年度予算と比べて結構減額になっているのは、ここに書いてある長崎県が導入したアプリと連携したことでコストが下がったということなのか。あともう1点は、財源内訳にその他というので172万9,000円あるんですが、これがどういったものか、教えていただければと思います。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

#### ○健康保険課長（藤崎隆行君）

健康ポイント制度のお尋ねですけれども、去年と比べて予算が減額になっているというのは、議員がご指摘のとおり、5年度よりこの健康ポイント制度というのをリニューアルいたしまして、参加者の報償費というのがもう必要なくなっております。県のアプリと連動することで、こちらが削減をされたということで減額になっております。

あと財源内訳のその他につきましては、後期高齢者医療の広域連合からの補助金になっております。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

まず今回予算に関しましては、学校給食費関係、それと駐車場会計が新たに加わっております。今回私はこの学校給食費関係でちょっと質問したいと思います。まずこの件につきまして私も10年間ほど一般質問で公会計の導入を訴えてまいりましたが、お約束どおり5年度に実施するという運びになるようですので、まずこの点に関しては敬意を表したいと思います。これにより支払者の権利ですね。あるいは公平性、あと透明性、あと現場の負担軽減が図られることを願っております。まず質問なんですけれども、説明書の34ページでいきたいと思いますが、20款5項1目雑入にこの学校給食食材費負担金というのが1億8,500万円ほど計上されておりますが、まずこの1億8,000万円以上の金額を雑入で扱うということですよ。一般会計の1%以上にも相当する額なんですけど、一般会計総額の1%以上にも相当する額を雑入で扱われているのが、どうしてなのかということですね。私の考えでは14ページにあります12款1項3目に教育費負担金というのがございますが、こちらで扱うべきではないのか。これも当然保護者が負担する教育センターの負担金がここで計上されるわけですが、ここで扱えない理由ですね。その点をお伺いいたします。あと2つ目に、学校給食の食材費負担金には、先ほど一般質問の中でもちょっと触れられていたんですが、要保護者あるいは準要保護者の分も含まれているのかということですね。ここで予算で上げられている負担金の額が200ページの10款7項3目需用費の賄材料費の額とほぼ同額です。1,000円違いますけれども、ですので、この準要保護者とか要保護者の分はどのような流れになって実際に食材費に入っていくのがちょっと見えないので、その点をお伺いします。それと、保護者が負担する給食費の額ですが、これは前の議会で可決しました条例では規則で定めるようにうたってあると思います。5年度の額について中学校、小学校それぞれの1名分の額についてお伺いしたいと思います。この件はちょっと上がっているか下がっているか、同額なのか分からないんですけれども、今年度に補正予算で食材費高騰分で補助を行ったと思います。実際最近もずっとニュース等でいわゆる食材費、材料費とかそういったものの額が高騰しているのも考えた上での質問ですので、ご了解ください。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

この学校給食食材費負担金、これが雑入ということなんですけども、この件に関しましては今回公会計化が初めてでございますので、どこに収入を入れるのかというのがちょっと私どもも研究中でございます。今回は雑入で処理をさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

**○教育委員会理事（田中真君）**

私の方からまず歳入についてでございますけれども、現段階では次年度の要保護、準要保護の児童生徒数の確定ができない、また年度途中での認定あるいは取り消しということもございますので、現段階での児童生徒数全てを含んだ金額として出ささせていただいております。これに関しましては準要保護等の数が確定した段階で、3月に不用予算として調整を図らせていただきたいと思いますと考えております。

給食単価ですけれども、ここは月額でお答えさせていただきますが小学校が月額4,143円、中学校が4,805円のそれぞれ11カ月分をいただいております。学校給食検討委員会で承認を頂きまして、例年どおりの昨年と同様額となっております。

**○議長（山口憲一郎議員）**

安藤議員。

**○8番（安藤克彦議員）**

まず1点目の件は了解しました。款項目がどこであれ入ってくるお金っていうのは変わらないわけで、ただ、雑入というのを他のを見ても金額はそうないわけで、1億8,000万円もの額を雑入で扱うのはいかなものかと、もうちょっと丁寧に扱っていただきたいという思いがありました。次回ぐらいにまでには考えていただきたいと思いません。負担金の件については了解しました。まず要保護者、準要保護者の数が確定しないという理由がはっきりしているようですので、そこは了解したいと思います。3点目ですけれども、額が昨年度と一緒、上昇を抑えるというのはよく分かるんですけども、実際に食材費が高騰しているという現状でとなると、やはり給食の質を落とすか、どこからかお金を持ってくるかしかないと思うんですね。先ほど一般質問の答弁でもありましたけど、受益者負担という言葉が正しいのかどうか分からないんですけども、子どもたちが食べる食材費についてはその保護者に負担していただくという原則に基づいて行動されるということは、ちょっと微妙な上がり方なら何とかなるんでしょうけど、最近の食材費の高騰というのはすごいですよね。おまけに今年度は補正予算まで入れて、国費を入れて食材を一定の水準を保ったってことを考えたら、果たして今後どうするのかなってことですよね。本当にもっと上がったら卵とかすごい値上がりですよね。そこをちょっと心配しているんですけども、その考え方を伺います。

**○議長（山口憲一郎議員）**

田中教育委員会理事。

**○教育委員会理事（田中真君）**

今回金額の検討に当たりましては、過去の値上がり幅等も含めて検討しております。この生鮮食品の価格に関しましては時期的なものが非常に大きく左右するもの、また天候に左右されるものも多々ございますので、栄養教諭等あるいは各学校長含めた協議の中で現状維持で承認を頂きました。ただ議員ご指摘のように今後さらなる物価上昇等も考えられますので、そうした場合は国の補助等も含めながら検討を進めていきたいと考え

ております。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは1点だけ質問をさせていただきます。80ページと82ページにそれぞれ長崎県議会議員一般選挙費と長与町議会議員一般選挙費が示されているんですが、その中で両方比較してちょっと額が大きく違うなというものが2つほどありまして、そのことについてその理由なりを教えていただきたいと思って質問します。まず役務費の中の通信運搬費、これが県議選では8,000円が計上されているのに対しまして、町議選では344万7,000円が計上をされております。それとその下の12節委託料の中のポスター掲示板設置委託料、県議選で40万円の計上になっているものが、町議選では314万2,000円になっております。この大きな差がある理由についてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

県議選と町議選の通信運搬費の比較については、県議選につきましては令和4年度の予算におきまして、投票所、入場券等の施行を令和4年度の予算でさせていただくところで、5年度は特例郵便の分の8,000円だけを計上させていただいております。そして町議選の分は令和5年度に投票所の入場券の発送というのが入ってまいります。それから今回町議選ということで、広報車の郵便はがきの分の計上も併せてさせていただいておりますので、この金額の開きというのが出ております。それからポスター掲示板の設置委託についてでございますけれども、これにつきましては県議選の分は設置から3月末までの管理の分につきましては、4年度で執行をするように予定をしております。そして5年度では4月1日以降の管理、それから撤去の分ということで40万円計上させていただいております。それに対しまして町議選の分はポスターの区画数が県議選では6区画準備をさせていただきますけれども、町議選については21区画、約県議選の分の3.5倍の大きさの物になるというところで、予算で比較をしますと約3倍弱で町議選の分は計上させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

通信運搬費についてはよく分かりました。掲示板の設置の件でちょっと1点だけ再質問をさせていただきますけれども、今の説明では4年度に設置で4年度末までの設置を4

年度分の予算で契約をして、5年度初めから撤去までの間の管理と撤去を発注するという事で、これは、今の話では契約を別々にするという事ですよね。私は、設置から撤去まで途中の管理含めて一連で契約すべきじゃないのかというふうに今聞いていて思ったんですけども。日にちの切れ目なく契約はされるんでしょうけど、実際1日にそのまますぐ契約ができるのかという疑問と、そういうものもありまして、やり方とすればやっぱり直近の12月議会なりで、繰越明許とか債務負担なりを用いて2年度にまたがる契約で対応すべきじゃなかったのかなと、今聞いていて思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

例年この統一地方選のときが今のやり方をさせていただいておまして、今回もそのようにさせていただいたところなんですが、議員が言われるようにやはり契約の部分で難しさを非常に感じたところがございます。そしてこの統一地方選の日程というのが国会の方で決まってまいりますので、国会で決まったあとに、次期の統一選につきましては補正予算で対応させていただいた方が私たちも非常に事務がスムーズにいくなというところで、今議員がおっしゃられたことを検討をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

他にありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

1点だけ確認をさせていただきます。56、57ページなんですけども、2款1項7目19節扶助費で犯罪被害者等見舞金とあるんですけども、これの対象となる何か詳細なものをちょっとお聞かせ願います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方は犯罪被害に遭われた方に対しまして見舞金を支給するものとなっております。4名分を想定しております。そういった内容でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第14号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第15、議案第15号令と5年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第17号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第19、議案第19号令和5年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第20、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は、産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第20号までの19件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月22日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第20号までの19件は、3月22日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を3月22日までに議長に報告願います。

日程第21、議案第21号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第21号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とされました。

日程第22、議案第22号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第22号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第22号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とされました。

日程第23、議案第23号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第23号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とされました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月23日に定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 11時37分)